

だいせん応援チケット取扱店舗募集要項

以下の内容にて、だいせん応援チケット発行事業(以下本事業という。)の取扱店舗を募集いたします。

第1 趣旨

本要項は、だいせん応援チケットの取扱店舗を募集するために必要な事項を定める。

第2 事業目的

本事業は、だいせん応援チケットを発行し、全町民に配布することによって、物価高騰により影響を受けた町民の家計負担軽減と、地域経済の活性化を通じて町内事業者の経営を支援することを目的として実施する。

第3 商品券の概要

(1) 概要

名 称	だいせん応援チケット
発 行 者	大山町
内 容	取扱店舗が提供する商品又はサービス（対象外商品又はサービスは除く） 代金の支払い ※医療保険又は介護保険の自己負担部分の支払いには使用できません。
1枚当たりの金額	500円
配布対象者	住民基本台帳に登録のある全町民(基準日を令和6年4月15日とする)
配布額及び内容	商品券10枚綴り1冊(5,000円分)
使用期間	令和6年5月1日～令和6年8月31日

(2) 使用上のルール

- ア 本商品券に対してお釣りは渡せない
- イ 本商品券を交換・譲渡・売買・担保にすることはできない(世帯内での交換・譲渡は除く)
- ウ 裏面にすでに取扱店舗名が書いてある商品券は使用できない
- エ 使用期限を過ぎた本商品券を使用することはできない
- オ 本商品券を、次の支払に使用することはできない
 - ① 公共料金又は公租課税
 - ② 換金性の高い商品(商品券、ビール券、図書カード、プリペイドカード、切手など)
 - ③ たばこ(電子たばこなども含む)
 - ④ 不動産の売買・賃貸など(ただし、リフォームは除く。)
 - ⑤ 出資や債務

- ⑥ 事業用取引(仕入代金の支払など)
- ⑦ 公的医療保険や公的介護保険の自己負担部分
- ⑧ その他、本事業の目的に照らして不適切と認められる支払

第4 取扱店舗の募集について

1 募集期間

- (1) 第1次募集期間 令和6年2月13日(火)から令和6年3月31日(日)まで
- (2) 第2次募集期間 令和6年4月1日(月)から令和6年7月31日(水)まで

第1次募集期間に応募があった事業者については、取扱店舗リストを作成し各世帯へ配布する。それ以降の第2次募集期間に応募があった事業者については、大山町ホームページに掲載する等の方法により随時周知する。

2 申込要件

(1) 対象事業者

大山町内に事業所を有する法人、団体又は個人事業者であって、本事業の趣旨に賛同し目的の達成に協力することを宣誓した事業者を取扱店舗とする。

(2) 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業者は取扱店舗としない。

- ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)と密接につながりのあると認められる事業者
- イ 法人若しくは団体においては代表者及び構成員が、暴力団員等(暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員(以下単に「暴力団員」という。)、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行う者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。)と認められる者
- ウ その他、町長が不適と認める者

3 申込手続

申込用紙に必要事項を記入のうえ、役場担当課に提出する。

【第1次募集期間 申込用紙提出先】

大山町役場企画課

住所 〒689-3211 鳥取県西伯郡大山町御来屋 328 番地

【第2次募集期間 申込用紙提出先】

大山町役場商工観光課

住所 〒689-3332 鳥取県西伯郡大山町末長 500 番地(大山支所)

4 取扱店舗の遵守事項

取扱店舗は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本事業の趣旨に賛同し、協力すること
- (2) 町民により適正に使用された本商品券の受け取りを拒まないこと
- (3) 本商品券の使用上のルールを守ること
- (4) 不正な金券(偽造、盗品等)であることが明らかな場合は受取を拒否するとともに町へ状況報

告を行うこと

(5) 取扱店舗であることが明確となるよう、町が配布するチラシ等を商品券使用者にわかりやすい場所に掲示すること

(6) 業務上知り得た個人情報については、厳粛な管理を徹底し情報漏洩させないこと

5 取扱店舗の登録の取消

本商品券の使用上のルール違反、取扱店舗の遵守事項への違反、その他不適切な行為が明らかになった場合、取扱店舗登録は取り消すものとする。

第5 本商品券受取時の対応

支払に際して、町民から本商品券の使用があったときは、以下の手順で取り扱うものとする。

(1) 提示された商品券の確認

ア 商品券が、不正なもの(不正に複製したもの、盗難したもの)でないかの確認

イ 使用済の商品券でないかの確認

ウ 使用期間(令和6年8月31日まで)内かの確認

(2) 支払対象が、対象外の商品サービス(使用上のルール オ)でないかの確認

(3) 受け取った商品券の裏面に、自社の事業者名を記入し、使用済み処理をする

第6 換金について

本商品券の換金については、以下のとおりとする。

(1) 換金申込書の提出

だいせん応援チケット換金申込書兼請求書(様式第1号)に、使用された商品券を添付して担当課に提出する。

(2) 換金のルール

ア 商品券裏面の、取扱店舗欄に自社の事業者名が記載されているもの以外は換金対象とはならない。

イ 偽造等、不正に取得した本商品券を換金対象として提出することは固く禁ずる。

(3) 支払いについて

ア 換金された金銭の支払方法は、取扱店舗の預金口座へ振り込みのみとする。

イ 口座振込は、大山町の公金支払日(毎月5日、15日、25日(ただし、該当日が土日祝日の場合は翌営業日に振り替える))に行うものとし、公金支払日から起算して7日前までに提出された申請について行うものとする。

(4) 換金期限

本商品券の換金申請は、令和6年9月30日(月)までとし、それ以降の申請については受け付けない。

第7 その他

本募集要項に記載されていない事項に関しては、都度協議する。